

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書
(鳥取県立生涯学習センター)

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査委員会」という。)において、次のとおり鳥取県立生涯学習センターの指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条及び鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(以下「生涯学習センター条例」という。)第5条の規定に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 福本 慎一(鳥取市扇町21番地)

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

3 指定管理料の額

438,365,000円・・・(1)(債務負担行為額438,365,000円)

[参考]単年度委託料の額((1)÷5年) 87,673,000円

4 選定理由

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記1の1団体であった。審査委員会において指定手続条例第5条及び生涯学習センター条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理候補者として適当であると認める。

[選定理由]

財政基盤も安定しており、これまでの指定管理施設の管理運営の経験から施設設備の維持管理や危機対応など各種業務に関するノウハウも有している。また、当該施設の設置目的を理解した上で、高等教育機関や市町村等とも連携しながら、生涯学習に係る企画立案を行っている。

さらに、フィールドワーク等の学習手法も取り入れながら、参加者による主体的な学びの成果が地域づくり等に活かせるような企画の提案を行っている。

5 公募の経緯

(1) 募集期間(募集要項配布から募集締め切りの日まで)

令和5年6月19日(月)から同年8月3日(木)まで(現地説明会7月10日(月))

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者名
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本 慎一

6 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
岩田 直樹(委員長)	公立大学法人公立鳥取環境大学 特任教授
高田 充征(副委員長)	高田税理士事務所 税理士
太田垣 尚子	鳥取県高等学校PTA連合会 事務局長
佐々木 貴子	ガールスカウト鳥取県連盟
林 憲彰	鳥取県教育委員会事務局 次長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会 令和5年6月6日(火)

- ・ 県立生涯学習センターの概要説明、募集要項等の審議

イ 第2回審査委員会 令和5年8月8日(火)

- ・ 指定管理候補者の面接審査の実施、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の審査

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・ 管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針)	必須 ※平等な利用が確保できないと判断される場合 減格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・ 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) ・ 施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・ 管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開) ・ 利用者等の要望の把握・対応方針 ・ 事故・事件の防止措置	30
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・ 収支計画及び見積内容 ・ 支出計画の見通し ・ 県の指定管理料額の多寡	25
4	管理業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・ 法人の財政基盤、経営基盤 ・ 組織及び職員の配置等 ・ 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・ 法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 家庭教育推進協力企業としての協定締結) ・ 当該施設の管理運営状況の実績評価	20

5	教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用、教育委員会との連携及び調整が確保されるものであること。 (生涯学習センター条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会行う事業における生涯学習センターの優先的な利用の確保策 ・教育委員会との連携及び調整方策 	<p>必須</p> <p>※優先的な利用が確保できないと認められる場合は失格</p>
6	生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を行うこと。 (生涯学習センター条例第5条第2号) その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項。 (生涯学習センター条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の実施方針 ・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の企画・立案及び実施能力 ・とっとり県民カレッジ講座の企画、運営及び生涯学習情報の提供に関する業務の実施方針 ・とっとり県民カレッジ講座の企画、運営能力 ・生涯学習情報の提供に関する業務の企画・立案及び実施能力 	25

(4) 審査結果 (面接及び書類審査)

選定基準 (配点)	審査結果 (平均点)	評 価
1 (合/否)	合	<ul style="list-style-type: none"> ・長年の管理運営実績もあり、運営に対しての考え方、ノウハウを十分に持っている。 ・県、市町村、高等教育機関との連携についての考え方が評価できる。
2 (30点)	22.8	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの事業実績を踏まえつつ、新たな事業展開の計画や料金支払のキャッシュレス決済導入等、サービス向上に取り組んでいる。 ・防災のための日常的な対応は評価できる。 ・高校生等の自主学習支援等利便性の向上に努めてほしい。 ・利用状況による閉館時間の変更については今後の状況を注意する必要がある。
3 (25点)	13.2	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな積算に基づき適切な収支計画である。 ・維持管理費、消耗品費の年次的減額は対応可能であるか検討をお願いしたい。
4 (20点)	14.7	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、困難な時期を安定的に対応した経営は評価できる。 ・今後のインターネットの利便性 (W i - F i) の環境整備に期待する。 ・今後必要とされる職員の雇用や人材育成にも取り組んでいるが、さらにデジタル人材を確保して、利用団体等にも支援して欲しい。
5 (合/否)	合	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会の利用が確保されている。 ・今までも生涯学習事業は県教育委員会と連携して取り組んでおり、今後も良い状況が継続すると見込まれる。

6 (25点)	19.4	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育士の適切な指導により生涯学習の振興を図ってほしい。 ・県立夜間中学（令和6年度開校）へのサポートを期待したい。 ・より多くの県民に対して生涯学習が普及するよう、施設利用以外のアウトリーチ型や、出前型の事業等を積極的に企画実施してほしい。
総合評価 (100点)	70.1	※点数は委員5名の平均

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 生涯学習の普及振興の取組

ア 組織体制

- ・社会教育士及び生涯学習相談員を配置し、生涯学習に関するさまざまな相談に対応する。

イ 学習相談の実施

- ・県教育委員会や市町村、各種学習機関等と連携するとともに、独自調査により情報の収集及び整理を行い、各種の相談に対応する。

ウ 県内学習団体の支援

- ・生涯学習スクール「まなび(※)」の拡大

東部を中心とした「まなび」の支援継続に加え、中・西部の学習団体の活動をさらに支援するため生涯学習誌「生涯学習とっとり」による広報に努め、学習団体の交流会である「まなび・ふれあい交流会」への中・西部の団体の参加を促す。

※登録団体について施設の優先利用、とっとり県民カレッジ連携講座登録等による広報、学習成果発表の場(交流会)の提供等により支援する仕組

- ・様々な課題を抱える地域づくり等へ意欲のある個人・団体のため、社会教育士を配置して、これまでのコーディネーター経験を活かしながら、生涯学習相談や情報提供、課題解決型講座の企画・運営を積極的に行う。

エ とっとり県民カレッジ講座の企画・運営

- ・企画段階から市町村等との連携を密にし、市町村が抱える課題や受講者の要望、社会の要請等を踏まえ、有識者の意見を聴きながら、若者、子育て世代、高齢者、或いは社会全体の現代的課題を多角的に分析し、テーマを設定して効果的な学習プログラムの構築を図る。
- ・課題解決型・参加型の講座とし、実践発表、フィールドワーク、グループワーク等の学習の手法を取り入れ、参加者が主体的に学び、学びの成果が地域づくり等に着実に活かせるよう企画する。
- ・高等教育機関と連携した講座を設定し、ライブ配信業務を行う。

オ 自主企画事業の実施

- ・学習団体の交流会である「まなび・ふれあい交流会」を通じて学習成果の発表と交流を行い、生涯学習の機運醸成を図る。
- ・(公財)鳥取県看護協会と連携した「まちの保健室」講座など県民のニーズや要望を把握しながら自主事業を企画実施していく。

(2) 管理運営の基本的な考え方

- ・生涯学習センターの設立趣旨や生涯学習推進施策を進めるための中核拠点施設であることを十分に意識し、県教育委員会と連携して管理運営を行う。
- ・施設利用を通じて生涯学習・社会教育に取り組む個人や各種団体、学校、企業等の交流促進に積極的に取り組むことにより、社会教育の推進と県民の生涯学習の機運醸成を図ることを管理の基本に据える。

ア 開館時間・休館日等

- ・平日及び土曜日 9:00～21:00
- ・日曜日及び休日 9:00～17:00 (現行より閉館時間が2時間繰り上げ)
- ・休館日 12月29日から1月3日の6日間(設備点検等により臨時休館する場合あり)
- ・現在、利用の少ない5階パソコン研修室を中研修室に変更し、稼働率を高めるとともに、無料Wi-Fi環境を整備する。

イ 利用料金・減免基準

- ・利用料金、減免基準ともに現行と同様。

(3) 県教育委員会との連携調整

- ・ 県教育委員会が行う事業に対して優先利用を確保する。
- ・ 従来どおり県教育委員会と連絡を密にし、県の生涯学習推進施策に従い、市町村や高等教育機関との連携事業等を実施していく。
- ・ 県教育委員会では令和6年度に県立夜間中学校を開校するなどの取組も進められており、県の取組に引き続き協力し、より幅広い方々に学びの場を提供していく。

(4) サービス向上と利用促進のための取組

- ・ 施設利用料金の支払いについてキャッシュレス決済を導入。
- ・ 5階講義室に新しい無料のLAN環境を整備。
- ・ ロビーにコイン式コピー機を設置し、インターネット無料利用（1日最大60分）のためのWi-Fi環境を整備。
- ・ レストラン・自動販売機の継続設置（レストランから各研修室に出前）。
- ・ アンケート・窓口等で利用者ニーズを把握し、サービス向上に活用。